

## 構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針

平成16年9月10日  
構造改革特別区域推進本部

平成16年6月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第5次提案の募集に対しては、地域再生における支援措置の提案とあわせて、652件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

### 1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1のうち法律改正が必要な事項については、構造改革特別区域法の改正法案として、国会が年内に開催される場合には原則としてその国会に提出するよう準備する。

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、11月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、12月までのできる限り早い時期に公布し、1月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」と

いう。)の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置は、原則として平成17年1月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

## 2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

### 〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

## 3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

第4次までの提案についても上記と同様の対応方針が定められているところであり、今後必要に応じて検討を行っていくこととする。

表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第5次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
104	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めた公共交通利用促進のための計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	市町村や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。	警察庁
302	地域通貨に対する前払式証票法の事前登録要件の緩和	前払式証票の規制等に関する法律施行規則第11条の3	地方公共団体が、発行体である非営利法人の財務の健全性や資金の管理等について、購入者保護の観点から適正であると認めて構造改革特別区域計画を申請する場合には、第三者型発行者における事前登録要件のうち資本要件について課さないこととする。	金融庁
510	行刑施設における収容及び処遇に関する事務の民間事業者への委託の容認	監獄法	行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする。	法務省
511	行刑施設における診療所等の管理の公的医療機関への委託の容認	監獄法 (関連法令:医療法)	行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、公的医療機関が地域住民に対する医療を提供するため、施設の診療設備等を利用することを可能とする。	法務省 厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
928	サテライト型の特別養護老人ホームについての基準緩和	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	既存の特別養護老人ホームが、定員を1～2ユニット分(10～20人程度)減らし、その定員分を、本体施設との密接な連携を保持しつつ街の中にサテライト型特別養護老人ホームとして整備できるように、必置設備、施設長その他のスタッフに関する人員配置など、施設・人員の基準の緩和を行う。	厚生労働省
929	行刑施設における診療所等の管理の公的医療機関への委託の容認	監獄法 (関連法令:医療法)	行刑施設内の診療所等の管理委託が監獄法上可能であると整理された場合については、国が当該診療所等の運営責任を有し医療法上の開設者である旨を明確に示すといった措置を講ずる。	法務省 厚生労働省
930	障害者施設(入所施設)の小規模サテライト化の容認	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 第14条から第19条、第36条から第38条、第51条、第52条及び第56条 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準 第4条から第8条、第43条、第44条、第49条及び第52条 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 第23条から第25条、第28条、第47条、第48条、第52条及び第61条から第63条 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準 第4条、第7条、第45条、第48条、第55条及び第56条	入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、本体施設とサテライト施設の両施設合わせて規模や設備等の基準を満たすことを原則とし、必置設備、施設長その他のスタッフに関する人員配置など、施設・人員の基準の緩和を行い、本体施設との緊密な連携のもと入所施設の小規模サテライト化を実施する。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1008	環境への悪影響が認められない等一定の場合における家畜排せつ物管理基準の適用除外	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項	家畜排せつ物の適正な管理による環境への負荷の軽減という法の趣旨が維持され、当該事業の実施による環境への悪影響が認められない場合等において、管理基準の適用除外を認めることとする。	農林水産省
1009	国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の規制緩和	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達)の記4の(1)	電気事業法における一般電気事業者との関わり等公益性が担保される自然エネルギー発電事業について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて貸付けを行えることとする。	農林水産省
1140	競輪場入場料の無料化	自転車競技法施行規則第19条	現行は競輪場で競輪を開催する際には、入場者から50円以上の入場料を徴収することとしているものを、特定の開催日に限定して、競輪場内の秩序の維持及び競輪の公正又は安全な実施の確保等に影響を及ぼさないと認められる場合には、入場料を無料化することを可能とする。	経済産業省
1141	工業再配置促進法における移転促進地域の指定の適用除外	工業再配置促進法施行令第1条	工業再配置促進法は、依然として政策的に重要な意義を有しているが、経済環境の変化に合わせ、地方公共団体が移転促進地域からの除外の必要性を認め、一定の要件を満たした場合には、移転促進地域から除外する。	経済産業省
2001	特定非営利活動法人の設立に係る社員要件の引下げ	特定非営利活動促進法第10条第1項第3号、同法第12条第1項第4号	申請団体が特区内の地域の活性化に資すると認められる場合は、現行では十人以上の社員を有することとされている要件を、五人以上の小規模団体でも設立認証が可能となるように、一定の条件を設けて緩和する。	内閣府

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第5次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
432	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することを可能とする。	平成16年度中	総務省 国土交通省
433	国民健康保険税税額等の端数処理の見直し	地方税法第20条の4の2第6項	地方税の納期分割時の端数処理の際に、各地方団体の判断により、現行制度以外の方法を採用し、地域の実情に応じた端数処理を行うことができる仕組みについて検討を行い、その結論を踏まえ措置する。	平成16年度中	総務省
434	電子証紙による地方税の納付の容認	地方税法	地方税の各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による方法の実現を可能とするような制度のあり方について検討を行い、その結論を踏まえ措置する。	平成17年度中	総務省
435	地方公共団体における一定の政策目的達成のために必要な随意契約の対象範囲の拡大	地方自治法施行令第167条の2第1項	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。	平成16年度中	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
436	地方公共団体における監査制度の充実を図るための監査委員定数の自由化	地方自治法第195条第2項、第196条第1項	監査委員の定数及び構成については、提案の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断による監査委員制度の一層の充実を図るため、地方行政の公正で効率的な運営の観点から検討することとし、その結論を踏まえ措置する。	平成17年度中	総務省
515	小会社における会計監査人の任意設置及び会計参与制度の導入	株式会社の監査等の特例に関する法律第2条、第4条	現在、会社法制の現代化に係る法制審議会において、小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与(仮称)」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。	平成17年度中	法務省
516	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票の回収	-	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票について法務省入国管理局が回収を行う。	平成17年度中	法務省
517	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進	出入国管理及び難民認定法第16条、第56条、第57条、出入国管理難民認定法施行規則第15条、第15条の2、第51条、第61条の3	輸出入・港湾関連の手続のうち、出入国管理に係る部分の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見を踏まえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定する。	平成17年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
602	韓国人に対する期間限定査証免除措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	愛知万博の実施時期に合わせて、期間限定の短期査証免除措置を実施する。 (恒久的な査証免除については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討する。)	平成17年3月1日～9月30日	外務省
603	中国人修学旅行生に対する査証免除措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	中国人修学旅行生に対し、査証を免除する。	平成16年9月1日より	外務省
604	中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	外務省設置法 第4条第1項13号	中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域を、従来より指定していた北京市、上海市、広東省に加え、新たに天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省にも拡大する。	平成16年9月15日より	外務省
605	台湾修学旅行生に対する査証緩和措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	台湾修学旅行生に対し、査証申請提出書類の簡素化、査証料免除を実施する。	平成16年9月1日より	外務省
606	へボン式ローマ字表記のみによらない旅券の名前表記	旅券法施行規則第5条及び処理基準	へボン式ローマ字によらない旅券の名前表記について、出生証明書等により外国式の表記法による名前が確定している場合等例外的なケースに限り認めていたところ、留学等により必要であることが予定されている場合等においても、事情を記載した申出書及び今後外国式の名の表記を変更しない旨の誓約書の提出をもって、別名併記を認めることとする。	平成17年度中	外務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
826	教職員の出張旅費の市町村負担の可能化	市町村立学校職員給与負担法	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。	平成17年度中	文部科学省
827	外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、外国大学の日本校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)することができるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、新たに制度的措置を講ずることとする。	平成16年度中	文部科学省
963	過疎地で行う有償洗濯の可能化	クリーニング業法第3条第1項	クリーニング所の存在しない過疎地において非営利目的の事業主体が運営するボランティアによる特定利用者に対する有償洗濯行為について、当該事業はクリーニング業法にいう「営業」に該当しない旨の通知を徳島県に発出する。また、各都道府県に対して、徳島県に対する通知の内容を周知するとともに、「営業」に関する判断基準を示した通知を発出する。	平成16年度中	厚生労働省
964	水道事業の変更認可基準の緩和	水道法第10条 水道法施行規則第7条の2第2号、第3号	現行では、計画給水人口が水道法施行規則で定める基準を超えて増加する場合は、変更認可が必要だが、水道施設の整備を伴わない場合であって計画給水人口のみが増加する場合は、変更認可を要しない「軽微な変更」として取り扱う。	平成16年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
965	介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託	介護保険法第27条第2項、第3項	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。	平成16年度中 (平成17年通常国会に法案提出予定)	厚生労働省
966	養護老人ホームの最低定員の緩和	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第10条	現在、介護保険制度見直しの議論に合わせ、養護老人ホームの在り方についても検討を進めているところであり、こうした議論を踏まえ、見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う。	平成17年度中	厚生労働省
967	自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	医療法第7条の2、第30条の3 医療法施行令第5条の2、第5条の3、第5条の4	現行の医療計画制度では、 病床過剰地域において、二次医療圏を越える場合には、開設主体の変更を伴う再編統合は認められず同一開設主体の移転に限られること 二次医療圏を越える場合には、病床過剰地域を再編統合先とする再編統合は原則認められないこと 等となっている。 しかしながら、自治体病院等の再編整備に向けた場合については、病床過剰地域において、開設主体が医療法で定める公的医療機関同士であり、再編統合に係る医療機関の病床が全体として減少するときは、二次医療圏内だけでなく二次医療圏を越える医療機関の再編統合を行う場合も含め、個別に厚生労働大臣あて協議することによって、制度的に可能となるよう対応する。	平成16年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
968	障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施	身体障害者福祉法 第4条の2第4項及び第5条第5項 身体障害者福祉法施行令第1条 身体障害者福祉法施行規則 第1条の4 障害者に係る小規模通所授産施設を営営する社会福祉法人に関する資産要件等について」(平成12年12月1日障第891号 社援第2619号) 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について」(平成16年3月29日障障発第0329003号)	障害者に係る小規模通所授産施設を営営する社会福祉法人が、当該事業と併せて行うことができる事業について、現行では限定されているところ、単独型短期入所事業を実施することを可能とする。	平成16年度中	厚生労働省
1009	マツ材線虫病抵抗性クロマツの日本海側への植栽	林業種苗法第24条第2項 林業用種苗の配布区域への配布申請の手續きについて」(昭和46年7月24日付け46林野造第738号林野庁長官通達) [最終改正 :平成12年3月31日付け12林野造第85号]	林業種苗法第24条第2項に規定する「その他特別な事情がある場合」として、「松くい虫抵抗性松の植栽の用に供する場合」が原則として該当すること、大臣承認の標準処理期間を20日とすることを明記する長官通知の改正を実施する。	平成16年度中	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1130	中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の活用にあたっての要件の弾力化	我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針	中小企業の再生を支援する観点から、中小企業が産業活力再生特別措置法の各種支援措置を活用しやすくするため、同法の認定基準のひとつである財務健全化基準の要件を弾力化する。	平成 16年度中	経済産業省
1131	高圧ガス保安法の特定設備となる水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器（400m <sup>3</sup> 以下）の特定設備からの除外。	高圧ガス保安法第56条の3、特定設備検査規則	安全性を確保する代替措置を講じることを前提に、平成16年度末までに水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器（400m <sup>3</sup> 以下）等については特定設備検査の対象から除外する。	平成 16年度中	経済産業省
1243	土地区画整理事業における保留地予定地の売買等の内容を明らかにする簿書の整備	-	いわゆる保留地予定地（土地区画整理法第100条の2に基づき施行者が管理する土地）に関して、施行者が第三者に使用収益させている場合（いわゆる保留地予定地の売買を行った場合）に、その内容を明らかにする簿書を法令に位置付ける検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 17年度中	国土交通省
1244	小水力発電に係る水利権協議の規制緩和	河川法第23条 河川法施行規則第11条第2項第1号八、二 河川法施行規則第40条第4項	小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・迅速化を図るため、発電に係る必要水量が他の水利使用に完全に従属している場合には、許可手続に当たって、「河川流況と取水量の関係」に関する書類に加えて、「水利使用による影響の対策」に関する書類も添付を省略することとし、その旨を周知徹底する。	平成 16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1245	学校の教室の天井高に関する規制緩和	建築基準法施行令第21条	<p>建築物の天井高については、国民の健康、衛生を確保する観点から、最低確保する必要がある天井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物にあつては、2.1m以上、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)にあつては、3m以上と定められている。この学校の天井高規制については、設計上の制約のデメリットや建設コスト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。</p> <p>このため、学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室内環境のあり方の観点から、多様な専門家による調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じる。</p>	平成17年度上半期中に結論、その後すみやかに必要な措置を講じる	国土交通省 文部科学省
1246	小規模の農家民宿等の建築基準法上の取扱いの明確化	建築基準法第35条の2、同法施行令第114条第2項等	<p>現在実施している地方公共団体へのヒアリング等の実態調査の結果を踏まえ、小規模で避難上支障がないものに関しては、建築基準法上の旅館に該当しないことについて、平成16年度中に措置する。</p>	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1247	公営住宅における特定入居事項の追加	公営住宅法施行令第5条	既存入居者の数に比して住宅の規模が適切でない認められる場合において、新たに入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適当であると事業主体が判断するときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公募に拠らず当該既存入居者を当該公営住宅へ入居させることができることとする。	平成17年度のできるだけ早い時期	国土交通省
1248	地域限定通訳案内業試験制度の導入	通訳案内業法第2条、第3条	活動範囲を特定地域に限定した通訳案内業に係る都道府県による試験制度の導入を含め検討中であり、結論を得て、所要の措置を講じる。	平成17年度中	国土交通省
1249	外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化に伴う通学定期の学生割引適用に関する告知	-	文部科学省における外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者に周知する。	平成16年度中	国土交通省
1250	自動車輸入業者の臨時運行許可番号標による試運転が可能であることの明確化	道路運送車両法第35条	現行の臨時運行許可制度上、自動車輸入業者であっても道路運送車両法第35条に規定する「試運転」目的での運行は可能であり、この旨を関係部署に対し文書により周知する。	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1251	NPO法人等が企画するツアーに関する旅行業法の適用範囲の明確化	旅行業法	旅行業法の適用範囲について、具体的解釈事例を盛り込んだ施行要領等を国土交通省ホームページにて公開する。	平成16年度中	国土交通省
1307	工業団地内における騒音規制の解釈の明確化	騒音規制法第2条2項、第3条1項、同条2項、第4条1項	騒音規制法に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにする。	構造改革特区対応方針決定後速やかに	環境省
1308	鳥獣捕獲許可手続きの一部簡素化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。	平成17年度中	環境省